

「平成30年度市民まちづくり活動支援事業」を募集

市では協働によるまちづくりを推進するため、自主的に創意あふれる事業を行う団体に、補助金を交付しています。

対象となる事業

市民団体が市内で実施する事業で、市民の福祉向上や公益上の必要が認められる事業です。同一事業で市から別の補助金を受けているものは対象外です。

対象となる団体

市内を活動拠点とする団体で、構成員のうち市内に在住、在勤または在学する人が5人以上で、過半数となる団体。営利・政治・宗教団体や、構成員に市税の滞納がある場合は対象外です。

補助金の種類

●スタート支援

まちづくり活動団体設立や、事業開始のために必要な費用などを補助し、団体の自立を支援します。

対象／結成後2年以内で、活動を継続して行う団体

補助対象経費／団体設立・事業開始のための事務費、講師謝礼、印刷費、通信費など

補助率／補助対象経費の10分の9以内

限度額／10万円(1団体1回限り)

●ステップアップ支援

まちづくり活動団体が行う新規事業に必要な費用を補助し、地域を活性化します。

対象／設立後1年以上経過した団体

補助対象経費／事業の実施に必要な諸経費

補助率／補助対象経費の10分の8以内

※最長5回(スタート支援を受けた場合は4回)まで。最終年度は補助率10分の5以内。

限度額／1回当たり30万円

〈共通事項〉

●人件費、食糧費、団体の運営経費、備品購入費などは補助対象外です。

●入場料・売上金などの収入がある場合は補助対象経費から差し引きます。

申し込み方法

申請書に必要事項を記入し、市民生活課に持参してください。申請書は市民生活課で受け取れるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申込期間／11月1日(水)～12月20日(水)

選考方法／書類審査と申請者からの事業説明による審査。

申し込み・問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班

☎62・5396

パラスポーツを観覧してみませんか

「パラスポーツフォーラム inCHIBA2017」開催

東京2020パラリンピック開催1,000日前を記念して、市内の中学2年生と近隣の特別支援学校生徒が、パラリンピックアスリートと交流し、パラリンピック競技の魅力を体感するイベントを開催します。

一般観覧もできますので、パラリンピック競技について理解を深めてみませんか。

期日／11月29日(水)

時間／●午前の部：午前9時～午後0時10分 ●午後の部：午後0時40分～3時50分

場所／総合体育館

内容／講義「あすチャレ！ School」(女子ゴールボール北京パラリンピック日本代表：高田朋枝さん)、競技体験



ボールに入った鈴の音を頼りに競技するゴールボール

(ゴールボール、テコンドー、ボッチャ、車いすバスケットボールほか)

観覧料／無料

問い合わせ先

学校教育課指導班(☎55-5726)